

令和 6 年 6 月 17 日
環境清掃部温暖化対策課

江東区環境基本計画等の策定について

1 概要

環境基本計画は、江東区長期計画の推進における環境分野での基本となる計画であり、区の施策を環境という視点から整理・体系化し、環境の保全に関する基本的方向を示すものである。

現行計画の計画期間は令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間であり、本年度が最終年度となるため、気候危機の深刻化、ゼロカーボンシティの実現など環境を取り巻く課題や現在の社会状況を踏まえ、令和 7 年度から令和 12（2030）年度までの 6 年間を計画期間とする新たな計画を策定する。

2 環境審議会への諮問

江東区環境基本条例第 20 条第 2 項の規定により、区長の附属機関である江東区環境審議会へ、計画の策定について諮問を行う。

3 その他検討組織

（１）庁内検討組織

「江東区環境基本計画検討委員会」を設置する。

（２）環境審議会専門委員会（部会）

江東区環境基本条例施行規則第 7 条に基づき、専門委員会を置き、第 8 条に基づく環境審議会委員の学識経験者、区民、事業者及び区職員で構成する部会を設置し、計画内容について集中的に審議を行う。

4 策定スケジュール（予定）

令和 6 年	5 月	環境審議会への諮問、専門委員会（部会）の設置
	5～6 月	事業者等アンケートの実施
	10 月	区民環境委員会へ計画（素案）の報告
令和 7 年	10～11 月	パブリックコメントの実施
	2～3 月	環境審議会にて計画（案）の答申
	3 月	区民環境委員会へ計画（案）及びパブリックコメント結果概要の報告、計画策定

5 庁内環境配慮推進計画の策定について

令和 6 年 3 月にゼロカーボンシティ江東区実現プランを策定し、令和 12 (2030) 年度における二酸化炭素排出量 50%削減の中期目標を設定したところである。

区内の一事業者として本区が行う環境配慮の取り組みを示す現行のチーム江東・環境配慮推進計画（第 3 次庁内環境配慮推進計画）についても、脱炭素に向けた区職員の行動を加速度的に進めるため、環境基本計画の計画期間と合わせ、新たな計画を策定する。